

2012年3月27日
株式会社みずほ銀行

東日本大震災の被災者のみなさまに対する
「災害復興支援融資」の取扱期間延長について

株式会社みずほ銀行（頭取：塚本 隆史）は、2011年3月14日より取り扱いしております「災害復興支援融資」について、取扱期間を2013年3月29日まで延長いたしますので、お知らせいたします。お取扱内容は下記のとおりとなります。

記

被災法人向け災害復興支援融資	
対象先	東日本大震災により、本社・事業所・営業所・工場等の建物、機械器具等事業用設備や商品等に被害を被った事業法人 〔原則、被災（罹災）証明書をご提出いただきます〕
借入金額	最大30百万円
借入期間	最長5年（元金均等返済、1年据置可能）
適用金利	当行所定の適用金利より引き下げ
取扱店	全店

- 1 一部お取り扱いできない店舗がございます。
- 2 当行所定の審査の結果、ご希望にそいかなる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
また、適用金利の引き下げ幅は個別の審査により確定いたします。

本商品へのお申し込み、商品内容等詳細につきましては、最寄りの当行本支店へご照会ください。

併せて震災による直接的な被害のみならず原材料調達難・風評被害等、間接的な被害を受けられた法人のお客さまでも利用可能な特別融資「事業復興アシストファンド」も取り扱いしております。

以 上